

令和8年2月6日

事務担当
三重県農林水産部 家畜防疫対策課 庄山 電話：059-224-2544 畜産課 平野 電話：059-224-2541

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除について

1月13日（火曜日）に津市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザにかかる移動制限区域について、特定家畜伝染病防疫指針に基づき農林水産省と協議のうえ、本日0時に解除し、併せて全ての消毒ポイントを廃止しました。

1 移動制限区域の解除

（1）区域内農場（発生農場を中心とする半径3km圏内）

3農場（計59万8,000羽）

（2）解除日時 令和8年2月6日（金曜日）0時

（3）解除理由

防疫措置完了後21日が経過し、かつ、区域内の全ての農場において異常が認められないと認められました。

2 消毒ポイントの廃止

移動制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを廃止しました。

・JAみえなか大井支店東駐車場（津市一志町大井）

・セブンスリーゴルフクラブGキーパー管理事務所付近（松阪市嬉野島田町）

※今回をもって、設置した全ての消毒ポイントが廃止済

3 今後の予定

（1）今回解除された移動制限区域は、すでに解除済みの搬出制限区域（10km圏内）とともに、特定家畜伝染病防疫指針に基づく監視強化区域として、防疫措置完了から28日が経過する2月13日（金曜日）まで監視を継続します。

（2）監視強化区域は、全ての農場で異常がなければ、2月13日（金曜日）15時をもって解除し、今回の発生に係る対応を終了します。

4 報道機関へのお願い

（1）発生農場名や住所等については、生産者等の関係者が混乱するがないうよう、非公表で対応願います。